

尾道市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要領を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市測量・建設コンサルタント等業務最低
制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象業務)

第 2 条 この要領は、競争入札に付すすべての業務を対象とする。ただし、市長が最低制限価格制度を適用する必要があると特に認める業務については、この限りでない。

(最低制限価格基本額の算定等)

第 3 条 最低制限価格基本額は、業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、次に定める式により算定した額の 1,000 円未満の端数を切り上げた額とする。

(1) 測量業務

直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×48％）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

設計金額×75％

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接原価＋（その他原価×90％）＋（一般管理費等×48％）

(4) 地質調査業務

直接調査費＋（間接調査費×90％）＋（解析等

調査業務費×80%)+(諸経費×45%)

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接原価+(その他原価×90%)+(一般管理費等×45%)

2 前項に掲げる2以上の業務から構成されている業務の最低制限価格基本額は、それぞれの業務区分ごとに、同項の規定により算出した額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

3 前2項により算出した額が、予定価格の100分の60を下回る場合にあっては、予定価格に100分の60を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を最低制限価格基本額とし、100分の80を超える場合にあっては、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を最低制限価格基本額とする。

(最低制限価格の決定等)

第4条 最低制限価格は、最低制限価格基本額に電子的に一定の範囲で無作為に算出した値を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の一定の範囲で無作為に算出した値とは、発注業務ごとに最低制限価格としての意義を損なわない範囲で定めた数値をいう。

3 前項の数値は、公表しない。

4 最低制限価格の算出は、入札受付締切後から開札前までの間に行うものとする。

(最低制限価格調書の作成)

第5条 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当課長は、公告その他適切な方法により、最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。